

岩美町認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町認知症カフェ運営事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、認知症カフェを運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、補助金を交付することにより、認知症になっても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活が継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において認知症カフェとは、認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等ができる活動拠点をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症カフェのうち別表第1に掲げる要件を全て満たすものをいう。ただし、同一年度において本補助金以外の国、県又は町の公的支援（補助金等）を受けた事業は対象外とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす団体等とする。

- (1) 認知症の人やその家族に対する支援に関心を持ち、認知症カフェの開催を予定している町内に所在する者であること。
- (2) 適切な事業運営ができると町長が認める者であること。

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

（申請者の資格）

第6条 本補助金の交付を申請することのできる者は、団体等の代表者とする。

（補助対象経費）

第7条 本補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という）は、事業に直接必要な経費であって、別表第2に掲げる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 団体等の運営に係る経費
- (2) 団体等の構成員に対する人件費及び謝礼
- (3) 団体等の構成員による会合の飲食費
- (4) 補助事業以外の経費と識別することが困難な経費
- (5) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する費用
- (6) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする経費

（補助金の額）

第8条 本補助金は、補助対象経費の合計額から利用者負担金、その他収入金額を控除した額に10分の10を乗じて得た以内で算定し、次の各号に掲げる額の合計額（本補助金交付の初年度までに、本補助金以外の国、県又は町の公的支援（補助金等）を受けて認知症カフェを開設し、本補助金交付の初年度も運営している場合は、第2号に掲げる額は含めない。）を限度として予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(1) 1団体等につき補助対象事業の開催回数に5,000円（同一年度内12回を限度とする。）を乗じて得た額

(2) 本補助金交付の初年度に限り、開設経費として20,

000円

(交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付の申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する事業計画書及び収支予算書は、様式第1号及び様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第10条第1項に規定する軽微な変更とは、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第11条 規則第12条の規定による着手届の提出は省略することができるものとする。

(完了届)

第12条 補助対象事業が完了したときは、規則第13条の規定による補助事業等完了届を完了の日から5日以内に町に提出するものとする。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第2号によるものとし、補助対象事業の完了の日から14日を経過する日と本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日とのいずれか早い日までに、事業実績書(様式第3号)及び収支決算書(様式第4号)を添えて町に提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付を請求しようとするときは、規則第20条の規定による補助金等交付請求書を町長に提出するものとする。

(帳簿の整理等)

第15条 事業主体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、この証拠となる書類を、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(留意事項)

第16条 補助事業者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岩美町個人情報保護条例（平成15年3月24日岩美町条例第1号）の規定等を踏まえ、利用者及びその家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務によって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。
- (3) 町民が認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。
- (4) 本補助事業に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別すること。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業の要件

- (1) おおむね町内に居住する認知症の人とその家族を対象とすること。
- (2) 町内に10人以上が活動できるスペースを設け、利用者が参加しやすいカフェの場づくりをすること。
- (3) 2か月に1回以上の頻度で開催し、1回あたりの開催時間は2時間以上とすること。
- (4) 町民ボランティア（認知症キャラバンメイト及び認知症サポーター並びに町民等）の積極的な参加を得て事業を実施すること。
- (5) 参加者から利用料等を徴収する場合は、おおむね飲食物等実費相当の負担額とすること。
- (6) カフェを運営するスタッフ数のうち、認知症の人及びその家族からの相談対応ができる人員（医療関係者、認知症キャラバンメイト等認知症に関する知見を有する者、介護支援専門員、介護保険の指定事業所で認知症の人の介護の業務に従事している者、認知症の人の介護の経験のある者又は認知症の人の支援活動をしている者）を1名以上配置すること。
- (7) 地域包括支援センター、介護サービス事業者等の地域の関係者と連携を図り、地域に開かれた場となるように努めること。
- (8) 認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。
- (9) 町が補助対象となる認知症カフェの活動状況を公表することについて承諾すること。

別表第2（第7条関係）

経費	内容
報償費	講師への謝金等
需用費	認知症カフェにおけるサービス提供に係るお茶、食材費等（酒類、外食代、弁当代及び実費徴収額を除く。）、事務用品等の購入経費、チラシ印刷代等
役務費	切手及びはがき代、各種保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料等
備品購入費	机、椅子等

様式第1号（第9条関係）

年度岩美町認知症カフェ運営事業計画書

認知症カフェの名称	
運営主体	
事業内容 (年間計画)	
開催日・開催時間	
会場	【建物名】 【住所】 【連絡先】
利用可能人数	名
1回当たり 参加予定人数	本人・家族 (名) 地域住民 (名) ボランティア (名) 専門職 (名) 計 名
参加者への配慮	※（記載例）交通の便、駐車場の有無
カフェのPR	
※ 計画書の内容について、情報の公開を行います。	

様式第2号(第13条関係)

年 月 日

岩美町長 様

補助事業者等 住所
氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日付第 号をもって、交付決定のありました 年度岩美町認知症カフェ運営事業費補助金の実績について、岩美町補助金等交付規則第17条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所
- 2 補助事業等の実施期間
- 3 補助事業等の実施方法
直営
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額
交付決定額
精算額
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 事業を実施した詳細が分かる資料
(パンフレット、実施状況写真等)

様式第3号（第13条関係）

年度岩美町認知症カフェ運営事業実績書

認知症カフェの名称	
運営主体	
実施内容	
会場	<p>【建物名】</p> <p>【住所】</p> <p>【連絡先】</p>
開催回数	回（1ヶ月当たり平均 回）
延べ参加者数	<p>本人・家族（ 名）</p> <p>地域住民（ 名）</p> <p>ボランティア（ 名）</p> <p>専門職（ 名） 計 名</p> <p>※内訳は別紙のとおり</p>
相談対応の効果	
参加者の様子・感想等	
添付書類	<p>① 補助対象経費に係る領収書の写し</p> <p>② 事業を実施した詳細が分かる資料</p> <p>(1) 実施状況写真</p> <p>(2) パンフレット、プログラム等</p>

別紙

※行が足りない場合は適宜追加してください。

実施年度		年度		認知症カフェの名称							
開催実績	月日	曜日	時間	参加者数	内訳						
					町内	被介護者		介護者			
第1回					町内	被介護者		介護者			
						地域住民		ボランティア		専門職	
					その他	被介護者		介護者			
						地域住民		ボランティア		専門職	
第2回					町内	被介護者		介護者			
						地域住民		ボランティア		専門職	
					その他	被介護者		介護者			
						地域住民		ボランティア		専門職	
第3回					町内	被介護者		介護者			
						地域住民		ボランティア		専門職	
					その他	被介護者		介護者			
						地域住民		ボランティア		専門職	

計	延べ参加者				町内	被介護者		介護者				
						地域住民		ボランティア		専門職		
					その他	被介護者		介護者				
						地域住民		ボランティア		専門職		
	実参加者					町内	被介護者		介護者			
							地域住民		ボランティア		専門職	
						その他	被介護者		介護者			
							地域住民		ボランティア		専門職	

様式第4号（第9条、第13条関係）

年度岩美町認知症カフェ運営事業収支予算（決算）書

（単位：円）

1 収入の部

区 分	金額	内 訳		摘 要
		補助対象	補助対象外	
		事業収入	事業収入	
計				

2 支出の部

区 分	金額	内 訳		摘 要
		補助対象	補助対象外	
		経費	経費	
計				